

平成27年度 水産物の輸出拡大方針

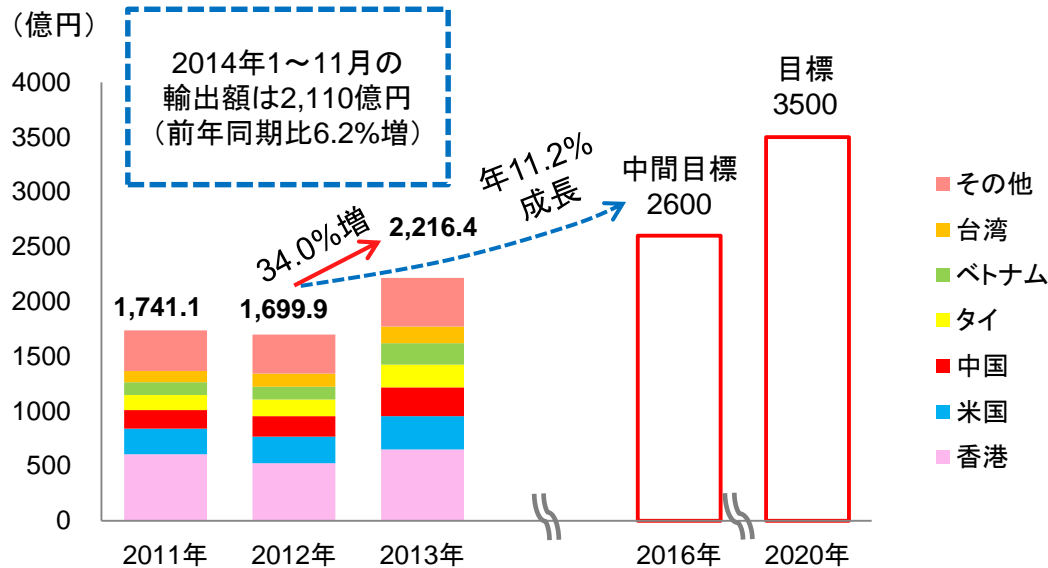
平成27年1月

農林水産省

平成27年度 水産物の輸出拡大方針

水産物のオールジャパンでの輸出拡大のため、水産物の輸出団体を設立する。この輸出団体が、農林水産省やジェトロからのサポート等を活用しつつ、ジャパン・ブランドの確立や、産地間連携による周年供給体制の実現に取り組む。

輸出の現状



重点国・地域

【新興市場】

EU、ロシア、東南アジア、アフリカ、中東

【安定市場】

東アジア、米国

輸出戦略上の対応方向※

輸出相手国への働きかけ（原発事故に伴う輸入規制の緩和・撤廃に向けて、科学的根拠に立った対応を要請する等）

【原発事故にかかる対応】

- 引き続き、韓国等の重点国を中心に輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを実施。

【その他規制への対応】

- 引き続き、輸出相手国における各種規制への対応を継続。

輸出拡大方針

平成27年度 水産物の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

品質管理体制の確立
(対米・対EU・HACCP
取得の促進等)

迅速な衛生証明書発給
体制の構築

品質保持(冷凍・解凍・一
次加工)技術の向上

養殖生産物をはじめとす
る日本の魚のブランディ
ング

生鮮・加工品の組合せ販
売・産地間連携の促進に
よる安定供給

・現地ネットワークやノウハ
ウの蓄積を活かした継続的
なサポート
・重点国・地域への進出に
必要な情報の提供や売込
手法の提案(ジェトロとの連
携強化)

生産者・流通・小売業者
等が連携した水産物輸出
のビジネスモデルの構築

輸出拡大方針

【EU・HACCP認定取得施設数の拡大】

- 厚生労働省(都道府県等)での認定に加え、水産庁も認定主体となり、水産加工施設の対EU・HACCP認定を行う(平成26年度10月より業務開始)ことや、HACCP講習会の開催等により、対EU・HACCP認定取得水産加工施設数の拡大を図る。

【証明書発行の迅速化】

- 重要国向け衛生証明書の発行機関の拡充などに関係省庁と連携して取り組む。原産地証明書についても、発給体制の整備に努めるなど、可能な限り迅速な証明書発行に取り組む。

【品質保持技術の向上】

- 引き続き、生産・流通段階における品質保持技術向上の取組を継続。

【輸出体制の整備等】

- 水産物の輸出団体を設立し、当該団体の下で、季節に応じた様々な魚種の組合せによる周年供給体制の実現や、日本産魚の認知度向上・ブランディング、有望国のマーケティング等の取組を継続。

【ジェトロとの連携強化】

- 大日本水産会とジェトロの連携による事業者支援の仕組みを継続し、輸出に取り組む事業者へのきめ細やかなサポートを実施。

【ベストプラクティスの構築に向けた活動】

- 品質管理体制の確立、輸出団体による産地間連携の取組、ジェトロを通じたサポート等を継続的に実施。